

令和2年 第2回教育委員会 会議録

日 時	令和2年2月10日（月） 午前9時30分～午前11時30分
場 所	向日市役所 第7会議室
出席委員	永野教育長、白幡委員、松本委員、流石委員、中野委員
事 務 局	教育部長、教育総務課長、生涯学習課長、学校教育課長、図書館長、学校教育課担当課長、学校教育課主幹4名、中央公民館館長、教育総務課主査
議 題	委員会諸報告 議案第1号「向日市議会令和2年第1回定例会の議決を経るべき議案に対する意見について」
傍 聴 者	なし
教育長	開会宣言
教育長	会議規則の規定により、第1回会議録の承認について諮る。 (全員異議なし)
教育長	会議録は承認された。 本日はまず、委員会諸報告として「令和2年度向日市の教育について」の報告を願う。
事務局	— 令和2年度向日市の教育について — 【学校教育指導の重点分】 表紙について、9枚の写真を最新のものに変更し、写真の周りにある枠の太さを細くする。 続いて、1ページ「新しい時代を拓く「自立・共生・人権尊重」の教育の推進」において、本市の学校教育と社会教育が目指す教育について記載をしている。 現行の「向日市の特色を生かした教育活動」では5点の教育活動を挙げているが、今回整理をして、学校教育と社会教育からそれぞれ1点ずつにする。 1点目「ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ学習」では、学校教育において「ふるさと学習」として地域の歴史と文化を学ぶ機会の充実を図り、社会教育においても地域の歴史を含め生涯学習の振興を図る。 2点目「あいさつからはじまる豊かなコミュニケーション」では、学校教育において子どものコミュニケーション能力の育成を図り、社会教育においては地域社会との連携・協働を図る。 本市における指導の重点の前文を変更するにあたり、別添資料の文部科

学省の第3期教育振興基本計画「Ⅲ 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項」を参考にしている。

2ページの学校教育の指導の重点について、新しい学習指導要領の考え方に合わせて文言を追加した。

また、「社会に開かれた教育課程」という文言の説明文を記載している。

3ページについて、6つある柱の事項の順番を入れ替えているので、別添指導の重点対応表を参照いただきたい。

1つ目「学力の向上と個性を伸ばす教育の推進」を「「質の高い学力」をはぐくむ教育の推進」とし、質の高い学力に焦点化した。また現行の「個性を伸ばす教育の推進」を改訂案4つ目の「一人一人を大切にし、個性や能力を伸ばす教育の推進」に移動させた。

6つ目は文言を変更しており、現行の「教職員の資質能力の向上」を含めた地域づくりとして「学校の教育力の向上」に文言を修正した。

3ページ「質の高い学力」を新学習指導要領に沿って、前段で「1 基礎的な知識・技能の習得」、「2 活用する力(思考力・判断力・表現力等)の育成」、「3 主体的に学習に取り組む態度の育成」の3つにまとめた。

「(1)「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善」について、新学習指導要領の特徴の1つであり、このような授業改善をしていきたい。「(9) コミュニケーション能力や自尊心、社会性など非認知能力の向上に向けた取組の充実」は京都府教育委員会において打ち出されており、これは数値で表せない学力で、例えば、主体的に学ぶ姿や意欲に当たる。特に配慮すべき事項の「(2) デジタル教材の活用」は、現行では、「デジタル教科書の活用」となっているが、昨今デジタル教材が増えて来ているので、教科書だけでなく、教材という文言に修正した。「(6) 児童生徒の学力の客観的な状況把握」では、基礎学力を定着させ、客観的な状況を把握することを明記した。

5ページ「豊かな人間性をはぐくむ心の教育の推進」の内容はほとんど変わっていないが、前文を新学習指導要領に合わせ、「豊かな情操や道徳心を培い、正義感や責任感、規範意識、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度、前向きに挑戦しやり遂げる力」と修正している。

「豊かな人間性をはぐくむ心の教育の推進」の「3 現代的課題に対する教育の充実」は情報や環境問題などの現代的課題のことで、文部科学省や京都府教育委員会でもこの文言を使用している。併せて、「(9) 環境や情報などに係る現代的課題に対する関心や理解を深める教育の充実」の文言を追加した。

7ページ「健やかな身体の育成と体力の向上」の内容に変更はないが、「たくましく健やかな身体をはぐくむ教育の推進」とし、他の項と同様の教育の推進とした。

委員	「知育・徳育・体育の基礎となる食育の推進とともに」の表記について、「(6) 学校給食を通した食に関する指導充実による食育の推進」の表記と合わせている。中学校給食が始まり、学校給食を通して食の指導をするという文言に修正している。 8 ページ「一人一人を大切にし、個性や能力を伸ばす教育の推進」では柱の文言を修正し、説明を2つ表記した。 「一人一人をかけがえのない存在として大切にし、その個性を尊重するとともに、その能力と可能性を見出し伸ばす教育を推進します。」と「人権尊重の意識を高め、自分と他者との人権を大切に作る児童生徒の育成に努めます。」である。 また、「2 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実」に変更している。 9 ページ「安心・安全な教育環境の充実」の説明を変更した。主に安心・安全に関することで、いじめや暴力、不登校について、「(2) 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実」という言葉に修正した。 「(1) 向日市いじめ防止基本方針に基づく、組織的ないじめの未然防止・早期発見・早期対応の徹底」について、現行では「組織的な」を文章の後半に入れていたが、「組織的な」対応を全体にかけた。 「(4) 不登校の児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立する支援の充実」において、不登校の支援の仕方・考え方が変わったので文言を修正した。 10 ページ「教職員の資質能力の向上」は学校の教育力の向上でもあり、また、京都府教育委員会でも「学校の教育力の向上」という文言にしているので合わせた。 「学校の教育力の向上」について、「子どもの豊かな成長を支える教職員の資質能力の向上を図ります。」、「強い使命感と高い専門性を持つ教員の育成を図り、児童生徒が、明るくいきいきと学ぶ魅力ある学校づくりを目指します。」、「保護者や地域社会と連携・協働しながら、未来の創り手となる子どもの資質能力をはぐくむ「社会に開かれた教育課程」の実現を目指します。」と3つの文言を修正した。 それに合わせて主要項目を「1 教職員の資質能力の向上」、「2 魅力ある学校づくり」、「3 社会に開かれた教育課程の実現」の3つに変更した。 また、「(2) 教育の質の向上と子どもたちの豊かな成長を目指す教職員の働き方改革の推進」に「働き方改革」という文言を追加した。 【質疑等】 9 ページの改訂案の特に配慮すべき事項「(4) 教育相談事業等の効果的
----	--

事務局	な活用」では、現行においては具体的に名前が表記されていたが、改訂案では「等」でまとめられている。略された理由があるのか。 「等」までの表記は、本市の独自措置にしている。「まなび・生活アドバイザー」、「心の居場所サポーター」を「等」に変更したが、検討する。
委員	2 ページの改訂案で、指導の重点の文章が長く、現行と比べ見にくい。テーマを箇条的にした方が分かりやすいのではないか。 9 ページ「向日市いじめ防止基本方針に基づく、組織的ないじめの未然防止・早期発見・早期対応の徹底」について、組織的な対応を全面に出すということで文言整理をしているが、「組織的ないじめ」と読めてしまうので、読み取り間違いがないように書き方に工夫した方がよい。 同様の理由で、10 ページ「教職員の働き方改革の推進」について、「教育の質の向上と子どもたちの豊かな成長を目指す教職員の働き方改革の推進」の文言だけを見ると、「豊かな成長を目指す教職員」か「豊かな成長を目指す働き方改革」なのか分かりづらい。
委員	この指導の重点は誰が見るのか。保護者が見るわけではないのか。
事務局	保護者が見るものではなく、主に教職員と教育に関係する団体が見る。
委員	「非認知能力」という言葉の説明を聞けば意味が理解できるが、専門家でない方にとって言葉の意味が分からないような専門用語はやめた方がよいと思う。 使うとしても「社会性など非認知能力の向上」という表記は、漠然としすぎている。 「涵養」という言葉も使用していたが、もう少し分かりやすい言葉を使った方がよいのではないか。 また、全体的に文章が長いので文章を切って、テーマが違うということが分かるようにしないといけないと考える。
事務局	「非認知能力」は、学校指導要領等の改善の方向性について示された中央教育審議会答申の中に明記された用語であり、京都府教育委員会はその用語を指導の重点に反映させている。 「涵養」については、学習指導要領に表記されており、それを本市の指導の重点に反映させている。 表記については、現在、配慮すべき事項に説明をしていないので、その辺りを含め検討する。

委員	現行は家庭・地域との連携を１つの柱として取り上げており、重視されてきたが、今回の改訂で「学校の教育力の向上」の柱にそれを含めている。 文部科学省は「２ 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」の柱の「目標（６）家庭・地域の教育力の向上」が含まれており、京都府教育委員会は、「重点９ 地域社会の力を活かして子どもをはぐくむ環境をつくる」の柱を作っているのに、今回の改訂で「学校の教育力の向上」の柱に含めたのは何故か。
事務局	学校と家庭・地域で育てたい子どもの姿を共有し、目標を一つに進めていく方向性にするため、前文にて「社会に開かれた教育課程」と文言整理をし、家庭・地域と一緒に子どもの教育を進めていくことに重視している。
委員	学校と家庭・地域が関わることを明確的にするためにそのような文言整理をしたのか。
事務局	そうである。
委員	今までは地域自身で子どもたちの教育をしていたが、これからは学校と一緒に地域が子どもたちの教育をするということで「学校の教育力の向上」の中に家庭・地域が組み込まれたということか。
事務局	そうである。
事務局	１０ページ「（６）コミュニティ・スクールの導入についての検討」の説明ができていなかったが、これは新しく文言を追加したものである。
委員	「学校の教育力の向上」と「（７）あいさつが交わされるまちづくりの推進」はどう関わるのか。 また、「社会に開かれた教育課程」で使われている「教育課程」とは、大学での教育課程と全く違うものなのか、それともよく似たものなのか。
事務局	あいさつについて、地域の方やＰＴＡの方があいさつ運動をしており、学校も一緒になってあいさつ運動をしたいということから表記している。 「社会に開かれた教育課程」は、新たに表記した文言で、学校が地域とともに子どもたちを育てるという視点を取り入れた用語として追加している。
教育長	「社会に開かれた教育課程」は、学校関係者だけでなく、市民にも理解いただき、これからの学校教育を地域と一緒に進めていくという考えを示

	したものである。 どんな子どもに育てたいか、どのように教育を進めるかということを学校と地域が共有し、同じ目標を持つということである。 教育課程は学校がやることで専門的なことは分からないというのではなく、地域の方も一緒にどのように子どもを育て、どのような力を身につけさせるか考えを共有し、学校教育を進めていく。そのための道具立てがコミュニティ・スクールである。 コミュニティ・スクールは地域の方が集まり、その学校の教育方針等を承認し、地域は学校と一緒に子どもたちを育てる。 今までの学校教育の大きな変化なので馴染みのない用語がたくさん出てきている。 【社会教育指導の重点分】 12ページ「2 社会教育施設における学習機会の充実の「(3) 事業展開と学習相談体制」が「学習機会と学習成果を生かした活動の場」と変更し、ふるさと向日市創生計画に合わせて文言整理をした。 13ページ「1 家庭の教育力の向上 (3) 親のPTA活動などへの積極的な参加と、PTA活動の充実に向けた取組への支援」の文言で、「親」を「保護者」に、「積極的な参加」を「参加しやすい環境づくり」にし、柔らかい表現に変えた。改訂理由としては、保護者の方が活動意義を理解し、主体的に活動できる環境作りが望ましいということで、京都府教育委員会の改訂に準じている。 14ページ「2 地域社会の教育力の向上 (3) ジュニアリーダーの活動」の内容のところは実態に応じてより詳細に説明をしている。 15ページ「1 文化財の保護と活用 (1) 長岡京跡や古墳群等の歴史・文化遺産の調査・保存・整備と、その普及・啓発及び活用の促進」について、「史跡」という文言を追加した。
事務局	教育委員会組織図を記載しているページについて、組織図の書き方を変更した。地区公民館という建物がないので枠を取って整理をした。 社会教育施設と学校教育施設は法律上教育機関であるので、図書館、文化資料館、天文館、公民館、各学校、学校給食センターを法律上の整理に合わせた。 また、社会教育施設の中にその施設ではない文化財調査事務所が入っていたので整理をした。
事務局	教育相談の日が「水曜日と金曜日」から「火曜日と木曜日」に変更し、適応教室（ひまわり広場）が「水曜日から金曜日」を「月曜日から金曜日」に変更した。

	【質疑等】
委員	12ページの「2 社会教育施設における学習機会の充実 (3) 学習成果を活かした活動の場」の意味が理解しづらい。
事務局	図書館での学習成果は、例えば、おはなし会ボランティアの方は、お話をどのようにしたら上手くできるのか、また、子ども達に対してどのような本を読んだらいいのかを日々勉強されている。それをおはなし会の場で活かし、成果を出している。
委員	説明を聞いたら分かるが、この文章を読むだけでは主語がなく理解しづらい。
事務局	公民館の場合は、日常的に様々なジャンルのサークル活動が展開されていて、作品の展示やダンスの活動などを発表する場である。
事務局	施設の利用者の方に学習機会の充実ができるように、また、施設の利用者の方を中心に学習成果を活かせる場を充実できるようにと考えている。
教育長	次に、「令和元年度第2回いじめ調査の概要について」の報告を願う。
事務局	— 令和元年度第2回いじめ調査の概要について — 第2回いじめ調査を11月に行い、結果を報告する。この結果を受けての追跡調査は2月に行う予定である。 学年別認知件数のグラフより、特徴として、小学校1年生、5年生と中学校1年生の認知件数が減っている。これについて、第2回追跡調査のときに、気を緩めず聞き取りをするよう学校に通知を送ったところである。 資料の表で、第1回調査(追跡後)の小学校における令和元年の要指導は7人、第2回調査の中学校における要指導が1人であり、少ない数ではあるが、残っているのが気になるところである。 小学校の要指導の7人について、第1回調査(追跡後)から第2回調査に継続しており、215人の中に7人が含まれている。 第2回調査の中学校における要指導が1人残っているのは、保護者との相談が引き続き行われているからである。 また、要支援も残っており、第2回調査で小学校は75件、中学校は15件であり、これについても継続して支援をしているところである。 いじめの態様で、「その他」が小・中学校とも極端に減っている。これは、京都府教育委員会から府全体的に「その他」が多くなっており、①から⑧の項目に分類するように指摘があった。

	本市で見直しをした結果、大体が「⑦嫌なこと」になった。⑨はどれにも判断できない場合で、例えば、「喧嘩をして嫌な思いをした」や「友達関係のことで悩んでいる」件数である。 【質疑等】
委員	第2回目調査の小学校の要指導の数が第1回目調査（追跡）の7件から215件に増えているのは何故か。
事務局	第1回目調査についても157件あって、追跡後には7件に減った。第2回目調査でも215件あるが、おそらく追跡後は減る。
教育長	次に、議案第1号「向日市議会令和2年第1回定例会の議決を経るべき案件に対する意見について」を上程する。 この議案については公開することにより、今後の市議会での審議への影響も考えられるため、秘密会にしたいと思うが、賛成の方は挙手願う。
教育長	（全員挙手） 全員挙手により秘密会とする。 （以下秘密会）
教育長	議案第1号「向日市議会令和2年第1回定例会の議決を経るべき案件に対する意見について」の採決を行う。 （全員挙手）
教育長	議案第1号は承認された。 秘密会を解く。 （以上秘密会）
教育長	閉会宣言

令和２年第２回教育委員会

令和２年２月１０日（月）

午前９時３０分から

向日市役所 第７会議室

１ 開 会

２ 会議録の承認について

３ 議 案

委員会諸報告

- ・ 令和２年度向日市の教育について
- ・ 令和元年度第２回いじめ調査の概要について

議案第１号 向日市議会令和２年第１回定例会の議決を経るべき案件に
対する意見について

４ 閉 会

諸報告資料

令和２年度 向日市の教育について

令和２年２月10日

学校教育課

生涯学習課

別紙のとおり報告します。

※写真を変更します

令和2年度

向日市の教育



外国語活動



昔遊び
(地域学校協働活動)



教職員研修
(外国語活動)



夏休み子ども歴史教室
(兜づくり)



中学校給食(食育)



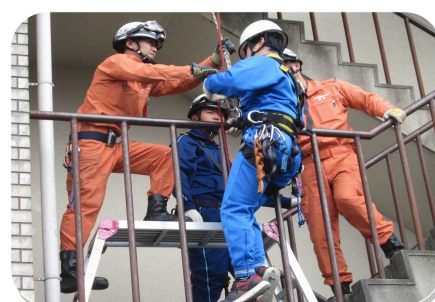
夏休み子ども体験教室
(日本電産見学)



プログラミング教育



ふわふわ!朝堂 in



職場体験活動

向日市教育委員会

令和2年度 指導の重点

令和２年度「向日市の教育」（案 〇 ２ . 〇 ２ . １ 〇）

平成 31 年度 ※下線部：令和 2 年度でも引用		令和 2 年度 ※下線部：新規に挿入		改訂理由
	特に配慮すべき事項		特に配慮すべき事項	
【表紙】 平成 31 年度 (市章) 向日市の教育 新しい時代を拓く「自立・共生・人権尊重」の教育の推進 (写真) ① 小学校 外国語活動（4 向小） ② 学校支援 昔あそび ③ 小中 教職員研修会 ④ 資料館 かぶと作り ⑤ 中学校 給食（寺戸中） ⑥ 公民館 日本電産見学 ⑦ 小学校 プログラミング授業（向陽小） ⑧ 文化財 ふわふわ朝堂 in ⑨ 中学校 職場体験（全中） 向日市教育委員会 平成 31 年度 指導の重点 ※写真 9 枚について 1 「向日市の教育」の表紙写真については、以下 ア、イを踏まえ選定 ア 本市に関連して実施した取組から選定（計 9 枚） イ 学校教育と社会教育とのバランスを考慮（学校教育 5 枚、社会教育 4 枚） <学校教育> ・校種（小、中）や対象（児童、生徒、教職員）のバランスを考慮 （小学校 2 枚、中学校 2 枚、小中連携職員研修 1 枚） <社会教育> ・図書館、資料館、文化財事務所、天文館等の事業内容のバランスを考慮（4 枚） 2 実施内容が分かるように写真の下に説明を表記		写真は、最新状況に変更		

平成 30 年度		令和 2 年度 ※下線部：新規に挿入		改訂理由
	特に配慮すべき事項		特に配慮すべき事項	
新しい時代を拓く「自立・共生・人権尊重」の教育の推進 今日、本格的な少子・高齢化時代を迎え、地域活力の低下が危惧されている。また、グローバル化が急速に進展し、人や物、情報等が国境を越えて行き交う目まぐるしい変化、競争の社会の中で、21 世紀の教育は大きな転換期にあり、さまざまな教育改革が進められている。 本市においては、新しい時代にたくましく生き、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、社会と地域の発展に貢献できる人間が育つ地域づくりを目指し、時代の進展に対応した取組を進めているところである。また、市民が生涯にわたって、学習・文化・スポーツ活動が続けることができる総合的な環境の整備・充実に努めている。 向日市の教育は、学校教育と社会教育が融合し、「自立」と「共生」、「人権尊重」をキーワードとして市民の信託と期待に応える教育を推進することを目指すものである。 一人一人の自立 主体的に学び、考え、行動する力を培う 一人一人が、自分は家庭や地域社会を支える一員であるという自覚を持って、主体的に学び、考え、行動できる力を培う。 共生する地域 日頃から顔の見える人間関係を育てる 家庭や地域社会の一員として人とのかかわり方を学び、他者を理解し、互いに認め合い、共に生きるという意識を高める。 人権が尊重される社会 人権という文化を生活の中に根付かせる 一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現を目指し、豊かな人権感覚、人権を尊重する態度と実践力をはぐくむ。 向日市の特色を生かした教育活動 ●あいさつからはじまる豊かなコミュニケーション（コミュニケーション能力の育成） ●本が好きな子どもをはぐくむ読書活動（読書活動の充実） ●ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ学習（地域の歴史と文化を学ぶ機会の充実 ●身近な環境から主体的に考える環境教育（環境教育の推進） ●学校、家庭、地域社会がともに進める食育（食育の推進）	（参考） ふるさと向日市創生計画 ・歴史を活かし、活力と魅力あるまちづくり ・人と暮らしに明るくやさしいまちづくり ・信頼と協働で市民の声が届くまちづくり 京都府教育振興プラン（はぐくみたい力） ・展望する力 - 夢と希望を持ち、生涯にわたって自ら学び、自らを高め、未来を見通し切り拓く力 ・つながる力 - 豊かな感性と情緒、人権意識、道徳心を身に付け、社会を担う責任を自覚し、自然、人、社会とつながり共生できる力 ・挑戦する力 - 自らの目標を実現するため、失敗を恐れず、挑戦し続ける強くしなやかな意志と健康でたくましく生きる力	別 途 資 料 向日市の特色を生かした教育活動 ●ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ学習（地域の歴史と文化を学ぶ機会の充実、<u>生涯学習の振興</u>） ●あいさつからはじまる豊かなコミュニケーション（子どものコミュニケーション能力の育成、<u>地域社会との連携・協働</u>）		向日市の特色を学校教育と生涯学習の 2 本で焦点化

平成 31 年度 ※下線部：令和 2 年度でも引用		令和 2 年度 ※下線部：新規に挿入		改訂理由
	特に配慮すべき事項		特に配慮すべき事項	
学校教育 指導の重点 本市は、「ふるさと向日市創生計画」や「京都府の教育振興プラン」を踏まえ、学校教育活動の充実・発展に努めるとともに、重点課題を明確にし、その課題解決を図る。 各小中学校は、京都府教育委員会の「学校教育の重点」及び本市教育委員会の「指導の重点」を踏まえ、校長主導の学校体制の下、教育目標と学校経営方針を明確にして、学習指導要領の趣旨を踏まえて特色ある教育課程を編成する。また、保護者や地域住民の学校運営への参加を促進するなど地域の力を活用し、家庭・地域社会と一体となって信頼される特色ある学校づくりを推進する。 確かな学力、豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」の育成を基本とし、個性を伸ばし、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、21世紀の文化の担い手として、社会と地域の発展に貢献できる人間の育成を図る教育を推進する。 生きる力 確かな学力 基礎・基本を確実に身に付け、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力 豊かな人間性 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など 健康や体力 たくましく生きるための健康や体力 子どもの意欲を引き出し高めるには、子どもが周囲から温かくも厳しい愛情や信頼などに「包み込まれているという感覚」が大切であり、すべての子どもがこうした感覚を実感できるように、あらゆる教育活動を推進する。		学校教育 指導の重点 本市では、「ふるさと向日市創生計画」や「京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会の「学校教育の重点」を踏まえ、本市教育委員会の「指導の重点」を策定し、学校教育活動の充実・発展に努めるとともに、重点課題を明確にし、その課題解決を図っている。 <u>本年、新しい学習指導要領が小学校、中学校と順次実施され、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等をバランスよく育成を図り、授業を核として、何を学ぶか、どのように学ぶかを明確にした学習過程の改善及び、学習評価の充実を図る。</u> <u>また、こうしたよりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、社会との連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を図る教育を推進する。</u> 確かな学力 以下 削除	<u>「社会に開かれた教育課程」</u> <u>よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。</u>	新しい学習指導要領 の考え方に合わせて 文言追加

平成 31 年度 ※下線部：令和 2 年度でも引用		令和 2 年度 ※下線部：新規に挿入		改訂理由
	特に配慮すべき事項		特に配慮すべき事項	
■<u>学力の向上と個性を伸ばす教育の推進</u> <u>基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得をはじめ、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む意欲・態度を統合した「質の高い学力」を育成するため、指導方法・指導体制を工夫・改善し、個に応じた指導の充実に努める。</u> 1 <u>学習指導の充実</u> (1) <u>新学習指導要領移行措置の確実な実施</u> (2) <u>本市教育委員会指定研究校制度等を活用した、特色ある研究の推進と積極的な研究成果の普及</u> (3) <u>学力向上プログラムに基づく検証・改善サイクルの確立と学習指導の改善・充実</u> (4) <u>「子どものための京都式少人数教育」を踏まえ、個に応じた指導の充実による基礎学力の定着</u> (5) <u>基礎的・基本的な知識や技能を活用して、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力の育成</u> (6) <u>家庭との連携による発達段階に応じた学習習慣の確立</u> (7) <u>総合的な学習の時間等における「ふるさと学習」の充実</u> (8) <u>学校図書館機能の充実と読書活動の充実</u> (9) <u>グローバル化に対応できる人材の育成</u> (10) <u>市主催の事業や大会、各種の作品展などを学習成果の発表の機会と捉え、教育課程に位置づけた計画的な取組の推進</u> 2 <u>特別支援教育の充実</u> (1) <u>特別支援教育コーディネーターを中心とする校内推進体制の充実</u> (2) <u>個別の指導計画に基づく学習指導の充実と個別の教育支援計画の作成・活用</u>	(1)・「<u>主体的・対話的で深い学び</u>」を実現する授業づくりの推進 (4)・「<u>中 1 振り返り集中学習</u>」「<u>中 2 学力アップ集中講座</u>」「<u>ジュニアわくわくスタディ</u>」の活用 ・音読や古典に関する学習活動を重視 ・<u>地域人材やボランティア等を活用した補充学習の充実</u> (7)・『<u>大発見向日市</u>』『<u>文化遺産 D V D</u>』の活用 ・地域人材の活用 ・市内各施設・史跡等の活用 (8)・<u>学校図書館支援員の活用</u> ・<u>学校図書館ボランティア、公立図書館との連携</u> (9)・<u>A L T（外国語指導助手）の積極的な活用</u> ・ふるさとの伝統や文化を学び、発信することができる取組の推進 (1)・<u>授業のユニバーサルデザイン化</u> ・<u>教育相談員や支援員の積極的・効果的な活用</u> (2)・<u>コーディネーター連絡会議の充実</u> ※<u>授業のユニバーサルデザイン化…特</u>	■<u>「質の高い学力」をはぐくむ教育の推進</u> ○「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行い、質の高い学力をはぐくむ教育を推進します。 1 基礎的な知識・技能の習得 2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3 主体的に学習に取り組む態度の育成 (1)「<u>主体的・対話的で深い学び</u>」の<u>視点に立った授業改善</u> (2)ICT を効果的に活用した授業の実施 (3)小中の接続を重視した外国語教育の実施 (4)読書活動を通じた創造力・表現力等の育成 (5)本市教育委員会指定研究制度等を活用した、特色ある研究推進と積極的な成果の普及 (6)学力向上プログラムに基づく検証・改善サイクルの確立と学習指導の改善・充実 (7)個に応じた指導の充実による基礎学力の定着 (8)家庭との連携による発達段階に応じた学習習慣の確立 (9)<u>コミュニケーション能力や自尊心、社会性など非認知能力の向上に向けた取組の充実</u> (10)市主催事業（大会、作品展等）を学習成果の発表の機会と捉え、教育課程に位置づけた計画的な取組の推進	■「質の高い学力」 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得をはじめ、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む意欲・態度を統合した力 (1)・小中や小小の連携強化による学習指導の充実 (2)・<u>デジタル教材の活用</u> ・情報活用能力の育成 (3)・A L T（外国語指導助手）の積極的な活用 (4)・学校図書館支援員の活用 ・学校図書館ボランティア、公立図書館との連携 (5)・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用 (5)(6) ・小中や小小の連携強化による学習指導の充実 (6)・<u>児童生徒の学力の客観的な状況把握</u> (7)「<u>子どものための京都式少人数教育</u>」を踏まえた指導充実 主体的に学習に取り組む態度の育成に向けた指導を明記 2 の項は、他の項へ	教育振興基本計画、学習指導要領、府教育振興プランに沿った文言追加・修正 新指は、前文に明記 文言修正 教材全般を対象 実態の把握を明記 主体的に学習に取り組む態度の育成に向けた指導を明記 2 の項は、他の項へ

(3) <u>特別支援教育について、家庭・地域社会への啓発</u> 3 キャリア教育の充実 (1) <u>キャリア教育の視点を明確にした教育活動の推進</u> (2) <u>主体的な進路選択と希望進路の実現のための進路指導の充実</u> 4 現代的課題に対する関心を高め、理解を深める教育の充実 (1) <u>国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質能力の育成</u> (2) <u>I C T機器を効果的に活用した分かりやすい授業と情報活用能力の育成</u> (3) <u>持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむ環境教育の充実</u> 5 校種間連携の強化 (1) <u>小中や小小の連携強化による学習指導・生徒指導等の充実</u> (2) <u>保育所・幼稚園等と小学校の連携</u> (3) <u>各高等学校の特色を踏まえた中高の一層の連携による進路指導の充実</u>	<u>別な支援を要する児童生徒を含め、すべての児童生徒が「わかる・できる」授業づくり</u> (1)・<u>職場体験活動など地域社会と連携した体験的な学習の充実</u> (1)・<u>新聞等の効果的な活用</u> (2)・<u>デジタル教科書の効果的な活用</u> ・<u>情報モラル教育の充実</u> (3)・<u>地域や関係機関との連携</u> (2)・<u>幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた、幼児と児童の交流の機会や保幼小指導者による合同の研究機会の充実</u>			3の項は、他の項へ 4の項は、他の項へ 5の項は、他の項へ
---	--	--	--	--

平成 31 年度 ※下線部：令和 2 年度でも引用		令和 2 年度 ※下線部：新規に挿入		改訂理由
	特に配慮すべき事項		特に配慮すべき事項	
■ <u>豊かな人間性をはぐくむ心の教育の推進</u> 学習指導要領に規定された公共の精神、伝統や文化の尊重などを踏まえ、伝統や文化に関する教育や道徳教育、<u>体験活動を充実</u>させるとともに、家庭、地域社会と一体となって、人間として、また社会の一員として主体的に生きるための基本となる資質や能力である<u>豊かな人間性や社会性の育成を図る</u>。 1 <u>道徳教育の充実</u> (1) <u>道徳教育推進教師を中心とした、全教育活動における道徳教育のさらなる充実</u> (2) <u>子どもの自立心や自律性、人を思いやり生命を大切にする心などをはぐくむ授業の充実</u> (3) <u>社会奉仕活動、自然体験活動などの体験活動の充実</u> (4) <u>家庭、地域社会と一体となった道徳的実践の環境づくり</u> 2 <u>人権教育の推進</u> (1) 「<u>京都府人権教育・啓発推進計画（第 2 次）</u>」及び「<u>第 2 次向日市人権教育・啓発推進計画</u>」を踏まえた人権教育の推進 (2) <u>同和問題を人権問題の重要な柱として位置づけた体系的・計画的な人権学習の充実</u> (3) <u>公開授業の実施と家庭・地域社会への啓発</u> 3 <u>生徒指導の充実</u> (1) <u>生徒指導や教育相談のコーディネーターの役割の明確化と組織的・計画的な生徒指導・教育相談の充実</u> (2) <u>児童生徒の規範意識の醸成</u> (3) <u>異年齢交流活動など「自己有用感」をはぐくむ取組の充実</u>	(1)・<u>道徳の教科化を踏まえた道徳教育の推進体制の充実及び全体計画や年間指導計画、指導方法の工夫改善</u> (2)・『《道徳教育の進め方》京都式ハンドブック』等の活用 ・小中学校道徳実践交流会の充実 (4)・<u>あいさつ運動の推進</u> (2)・<u>普遍的視点と個別的視点からのアプローチによる指導</u> ・<u>京都府人権関係資料等の積極的な活用</u> ・「<u>部落差別の解消の推進に関する法律</u>」等差別のない社会の実現を目指す法律を踏まえ、<u>インターネット社会の中で多様化・複雑化する人権問題の解決に向けた人権学習の充実</u> (2)・<u>非行防止教室、薬物乱用防止教室の実施</u>	■豊かな人間性をはぐくむ心の教育の推進 ○<u>豊かな情操や道徳心を培い、正義感や責任感、規範意識、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度、前向きに挑戦しやり遂げる力</u>など、豊かな人間性や社会性の育成に努めます。 1 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 2 伝統や文化、芸術に関する教育の推進 3 <u>現代的課題に対する教育の充実</u> (1)道徳教育推進教師を中心とした、全教育活動における道徳教育のさらなる充実 (2)社会奉仕活動、自然体験活動などの体験活動の充実 (3)子どもの自立心や自律性、人を思いやり生命を大切にする心などをはぐくむ授業の充実 (4)家庭・地域社会と一体となった道徳的実践の環境づくり (5)読書活動を支える学校図書館機能の充実 (6)ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ「ふるさと学習」の充実 (7)地域の歴史や我が国の伝統・文化等を学ぶ機会の充実 (8)芸術・文化活動を全教育活動に関連付けて適切に実施 (9)<u>環境や情報などに係る現代的課題に対する関心や理解を深める教育の充実</u> (10)グローバル化に対応できる人材の育成 (11)国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質能力の育成	3・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用 (1)・道徳の教科化を踏まえた道徳教育の推進体制の充実及び全体計画や年間指導計画、指導方法の工夫改善 (3)・『《道徳教育の進め方》京都式ハンドブック』等の活用 ・小中学校道徳実践交流会の充実 (5)・学校図書館支援員の活用 ・学校図書館ボランティア、公立図書館との連携 (6)・ふるさとの伝統や文化を学び、発信することができる取組の推進 ・『大発見向日市』『文化遺産DVD』の活用 ・地域人材の活用 ・市内各施設・史跡等の活用 (7)・持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむ環境教育の充実 (8)・専門家等による指導や芸術作品の鑑賞等の機会の充実 (9)・情報モラル教育の充実 ・新聞等の効果的な活用	教育振興基本計画、学習指導要領、府教育振興プランに沿った文言追加・修正 2 人権教育は、府教育振興計画に沿って、他の項へ (9) (10) (11) 現代的課題について追記 3 生徒指導の充実は、他の項へ

4 芸術・文化活動の充実

- (1) 地域の歴史や我が国の伝統・文化等を学ぶ機会の充実
- (2) 芸術・文化活動を全教育活動に関連付けて適切に実施

- (1) (2)
 - ・専門家等による指導や芸術作品の鑑賞等の機会の充実
 - ・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用

平成 31 年度 ※下線部：令和 2 年度でも引用		令和 2 年度 ※下線部：新規に挿入		改訂理由
	特に配慮すべき事項		特に配慮すべき事項	
■ <u>健やかな身体の育成と体力の向上</u> 明るく生きがいのある生活を営むために、<u>生涯を通じて体育・スポーツ活動に親しむことができる能力や態度を育てるとともに、現代的な健康課題への理解を深め、健やかな身体の育成を図る。</u> <u>1 体力・運動能力の向上</u> (1) <u>「向日市スポーツ振興基本計画」を踏まえ、児童生徒の体力・運動能力の向上に向けて、体力づくりの取組の充実</u> (2) <u>『運動部活動指導ハンドブック』を活用した運動部活動の充実と指導方法の工夫改善</u> (3) <u>外あそび等の奨励による子どもの心身の発達や社会性の育成</u> <u>2 健やかな身体の育成</u> (1) <u>家庭との連携による基本的生活習慣の確立を図る取組の充実</u> (2) <u>生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していくための教育の充実</u> (3) <u>系統的・総合的な性に関する指導の充実</u> (4) <u>専門機関との連携のもと、喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の充実</u> <u>3 食育の推進</u> (1) 学校教育活動全体を通じた<u>食育の推進</u> (2) <u>地場産品の活用と地域の食文化を尊重する心の育成</u>	(1)・<u>新体力テストの結果活用</u> ・<u>「京の子ども元気なからだスタンダード」等を活用した授業や取組の推進</u> (2)・<u>「向日市部活動指導方針」に基づく取組の推進</u> (1)・<u>「早寝・早起き・朝ごはん」の取組等の推進</u> (2)・<u>「生命のがん教育授業」の活用</u> (1) (2) ・<u>栄養教諭・栄養士による授業の充実</u> ・<u>小中学校 9 年間を見通した食育の推進</u>	■<u>たくましく健やかな身体をはぐくむ教育の推進</u> ○生涯を通じて体育・スポーツ活動に親しむ能力と体力の向上を図ります。 ○<u>知育・徳育・体育の基礎となる食育の推進とともに、現代的な健康課題への理解を深める等、健やかな身体の育成を図ります。</u> 1 体力・運動能力の向上 2 健やかな身体の育成 3 食育の推進 (1)「向日市スポーツ振興基本計画」を踏まえ、体力・運動能力の向上に向けた、体力づくりの取組の充実 (2)「運動部活動指導ハンドブック」を活用した運動部活動の充実と指導方法の工夫改善 (3)外遊び等の奨励による子供の心身の発達や社会性の育成 (4)家庭との連携による基本的生活習慣の確立を図る取組の充実 (5)生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していくための教育の充実（性教育、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等） (6)<u>学校給食を通した食に関する指導充実による食育の推進</u> (7)地場産品の活用と地域の食文化を尊重する心の育成	(1)・新体力テストの結果活用 ・「京の子ども元気なからだスタンダード」等を活用した授業や取組の推進 (2)・「向日市部活動指導方針」に基づく取組の推進 (4)・「早寝・早起き・朝ごはん」の取組等の推進 (5)・専門機関と連携し、系統的、総合的な指導 ・「生命のがん教育」の活用 (6) (7) ・<u>栄養教諭・栄養士による授業の充実</u> ・<u>小中学校 9 年間を見通した食育の推進</u>	教育振興基本計画、学習指導要領、府教育振興プランに沿った文言追加・修正 学校給食を追記

平成 31 年度 ※下線部：令和 2 年度でも引用		令和 2 年度 ※下線部：新規に挿入		改訂理由
	特に配慮すべき事項		特に配慮すべき事項	
■ 家庭・地域社会との連携による特色ある学校づくり 保護者や地域社会との連携を促進し、家庭・地域社会と一体となった教育活動の充実を図り、特色ある学校づくりを推進する。 1 開かれた学校づくりの推進 (1) 家庭・地域社会への積極的な情報発信 (2) 家庭・地域社会との連携による特色ある学校づくりの推進 (3) あいさつが交わされるまちづくりの推進 2 学校改善に生かす学校評価の充実 (1) 学校の自己評価、学校関係者評価の公表など学校情報の発信 (2) 学校目標達成のための P D C A サイクルの確立	(2) ・地域学校協働活動の活用 ・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用 (3) ・あいさつ運動の推進 (1) ・学校だよりやホームページを活用した積極的な情報発信	■一人一人を大切にし、個性や能力を伸ばす教育の推進 ○一人一人をかけがえのない存在として大切にし、その個性を尊重するとともに、その能力と可能性を見出し伸ばす教育を推進します。 ○人権尊重の意識を高め、自分と他者との人権を大切にする児童生徒の育成に努めます。 1 人権教育の推進 2 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 3 一人一人を大切にした指導の充実 (1)「京都府人権教育・啓発推進計画（第 2 次）」及び「第 2 次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえた人権教育の推進 (2) 同和問題を人権問題の重要な柱として位置づけた体系的・計画的な人権学習の充実 (3)人権学習に関する公開授業の実施と家庭・地域社会への啓発 (4)特別支援教育コーディネーターを中心とする校内体制の充実 (5)個別の指導計画に基づく学習指導の充実と個別の教育支援計画の作成、活用 (6)特別支援教育について、家庭・地域社会への啓発 (7)授業のユニバーサルデザイン化など一人一人を大切にした指導の充実 (8)キャリア教育の視点を明確にした教育活動の推進 (9)主体的な進路選択と希望進路実現のための進路指導の充実	(1)・普遍的視点と個別的視点からのアプローチによる指導 ・京都府人権関係資料等の積極的な活用 (2)・「部落差別の解消の推進に関する法律」等差別のない社会の実現を目指した法律を踏まえ、インターネット社会の中で多様化・複雑化する人権問題の解決に向けた人権学習の充実 (4)・コーディネーター連絡会議の充実 ・教育相談員や支援員の積極的・効果的な活用 (7)・特別な支援を要する児童生徒を含め、すべての児童生徒が「わかる・できる」授業づくり ・「中 1 振り返り集中学习」等の府事業の活用 ・地域人材やボランティアを活用した補充学習の充実 (8)・職場体験活動など地域社会と連携した体験的な学習の充実 (9)・各高等学校の特色を踏まえた中高の一層の連携	家庭・地域社会との連携による特色ある学校づくりについては、学校の教育力の向上として項立て 新規に項立てした一人一人を大切にし、個性や能力を伸ばす教育の推進については、教育振興基本計画、学習指導要領、府教育振興プランに沿った文言追加・修正

平成 31 年度 ※下線部：令和 2 年度でも引用		令和 2 年度 ※下線部：新規に挿入		改訂理由
	特に配慮すべき事項		特に配慮すべき事項	
※施策 6				教育振興基本計画、学習指導要領、府教育振興プランに沿った文言追加・修正
■ <u>安心・安全な教育環境の充実</u>		■安心・安全な教育環境の充実		
<u>児童生徒が安心して通え、楽しく過ごすことができる居場所としての学校づくりに取り組むとともに、あらゆる危機に対応する力をはぐくむ安全教育の充実を図る。</u>		○児童生徒が安心して通え、楽しく過ごすことができる居場所としての学校づくりに取り組みます。 ○児童生徒の心身ともに健全な発達を促すとともに、安心・安全な教育環境の充実を図ります。		
1 学校における安心・安全の確保				
(1) 不登校の未然防止・早期発見・早期解消のための相談活動、体験活動、学習支援の充実	(1)・ <u>教育相談事業等の効果的な活用</u> <u>巡回・来所・電話相談</u> <u>適応指導教室</u> <u>スクールソーシャルワーカー</u> <u>心の相談サポーター</u> <u>スクールカウンセラー</u> <u>まなび・生活アドバイザー</u> <u>心の居場所サポーター</u>	1 いじめや暴力行為の防止対策の充実 2 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実 3 学校危機管理・安全対策の充実	(1)・いじめの未然防止に向けた児童生徒の自尊心や社会性等をはぐくむ教育 ・定期的なアンケート等によるきめ細かな実態把握 ・児童生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止するための取組の推進	不登校の未然防止・早期発見・早期解消は、登校を目標とせず、支援の充実を明記
(2) <u>向日市いじめ防止基本方針に基づくいじめの未然防止・早期発見・早期対応と、いじめを許さない組織的な指導の徹底</u>	(2)・ <u>いじめの未然防止に向けた児童生徒の自尊心や社会性等をはぐくむ教育</u> ・定期的なアンケート等によるきめ細かな実態把握 ・児童生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止するための取組の推進	(1)向日市いじめ防止基本方針に基づく、 <u>組織的ないじめの未然防止・早期発見・早期対応の徹底</u>	いじめを防止するための取組の推進	「組織的な対応」を前に明記
(3) <u>危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成するための安全教育の充実</u>	(4)・ <u>自転車運転免許教室の実施</u> (5)・ <u>学校安全計画、危機管理マニュアル、学校防災計画の定期的な検証と改善</u> ・ <u>京都府安全教育の手引き『いのちを守る知恵をはぐくむために』を踏まえた安全教育の計画的な実施</u>	(2)組織的・計画的な生徒指導・教育相談の充実 (3)規範意識の醸成や異年齢交流活動など「自己有用感」をはぐくむ取組の充実	(2)・小中や小小の連携強化による生徒指導等の充実 (3)・非行防止教室、薬物乱用防止教室の実施	不登校対応として明記
(4) <u>自転車の安全な利用の促進など交通安全指導の徹底</u>		(4) <u>不登校の児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立する支援の充実</u>	(4)・教育相談事業等の効果的な活用(巡回・来所・電話相談、適応指導教室、心の相談サポーター、スクールカウンセラー等の配置)	
(5) <u>防災、生活の安全等に関する安全管理の一層の徹底</u>		(5)危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成するための安全教育の充実	(6)・自転車運転免許教室の実施など	
(6) <u>P T A、地域社会との連携、登下校など内外の安全確保の徹底</u>		(6)交通安全指導の徹底（自転車の安全な利用、PTA・地域社会と連携した登下校の安全確保） (7)防災、生活の安全等に関する安全管理の一層の徹底	(7)・学校安全計画、危機管理マニュアル、学校防災計画の定期的な検証と改善 ・京都府安全教育の手引き『いのちを守る知恵をはぐくむために』を踏まえた安全教育の計画的な実施	

平成 31 年度 ※下線部：令和 2 年度でも引用		令和 2 年度 ※下線部：新規に挿入		改訂理由
	特に配慮すべき事項		特に配慮すべき事項	
※施策 5 ■ <u>教職員の資質能力の向上</u> 京都府教育委員会「教員の資質能力向上プラン」を踏まえ、教職員一人一人が、研修等により自己の資質能力の向上を図るとともに、培った実践力を教育活動に積極的に生かし、組織としての学校の教育力を高め、計画的・継続的な教育実践に取り組む。 1 <u>教職員研修の充実</u> (1) 教職員のニーズ等を踏まえ、先進的な研究や実践から学ぶなど<u>多様な研修機会の充実</u> (2) 各校及び<u>保幼小や小小・小中連携</u>による授業研究会等の研修の充実 (3) 教職員の人権感覚、指導力向上のための<u>研修の充実</u> (4) 体罰の根絶に向けた教職員の意識改革と指導方法の改善 2 <u>教職員評価の実施</u> (1) 教職員自らの資質の向上と<u>学校の組織としての教育力の向上</u>		■学校の教育力の向上 ○<u>子どもの豊かな成長を支える教職員の資質能力の向上を図ります。</u> ○<u>強い使命感と高い専門性を持つ教員の育成を図り、児童生徒が、明るくいきいきと学ぶ魅力ある学校づくりを目指します。</u> ○<u>保護者や地域社会と連携・協働しながら、未来の創り手となる子どもの資質能力をはぐくむ「社会に開かれた教育課程」の実現を目指します。</u>	3・地域学校協働活動の活用	教育振興基本計画、学習指導要領、府教育振興プランに沿った文言追加・修正
		1 教職員の資質能力の向上 2 <u>魅力ある学校づくり</u> 3 <u>社会に開かれた教育課程の実現</u> (1)教職員の資質能力の向上に向けた、多様な教職員研修の充実 (2)<u>教育の質の向上と子どもたちの豊かな成長を目指す教職員の働き方改革の推進</u> (3)保幼小、小中の校種間連携の充実 (4)学校評価の充実と学校の組織としての教育力の向上 (5)家庭・地域社会への積極的な情報発信 (6)コミュニティ・スクールの導入についての検討 (7)あいさつが交わされるまちづくりの推進	(1)・全教職員対象の研修会の実施 ・『教員等の資質能力の向上に向けて』を手掛かりに計画的かつ効果的な取組 ・『コンプライアンスハンドブック』の活用、 (3)・幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた、幼児と児童の交流の機会や保幼小指導者による合同の研究機会の充実 (1)(3) ・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用 (4)学校目標達成のための P D C A サイクルの確立 (5)・学校だよりやホームページを活用	働き方改革の視点を明記 コミュニティ・スクールについて明記

令和 2 年 度 社 会 教 育 指 導 の 重 点 （ 案 ）

平成 3 1 年度		令和 2 年度		改訂理由										
	特に配慮すべき事項		特に配慮すべき事項											
社会教育 指導の重点 社会教育においては、「ふるさと向日市創生計画」、「京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会「社会教育を推進するために」、「向日市スポーツ振興基本計画」、「向日市歴史的風致維持向上計画」を踏まえ、市民の様々な学習・文化・スポーツ需要に応え、生涯の各時期における多様な活動機会の拡充や自主的・自発的な学習活動の支援など、市民が生涯にわたって学び続けることができる学習環境の総合的な整備・充実に努める。 さらに、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現に向け、「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、学校・家庭・地域社会で人権教育、啓発の取組を推進する。 <table><tr><td>生涯学習環境の充実</td><td>1 生涯学習の振興 2 社会教育施設における学習機会の充実</td></tr><tr><td>家庭・地域社会の教育力の向上</td><td>1 家庭の教育力の向上 2 地域社会の教育力の向上</td></tr><tr><td>人権教育・啓発の推進</td><td>1 人権教育の推進</td></tr><tr><td>スポーツの振興</td><td>1 スポーツ活動の推進</td></tr><tr><td>歴史・文化資源の整備と活用</td><td>1 文化財の保護と活用</td></tr></table>		生涯学習環境の充実	1 生涯学習の振興 2 社会教育施設における学習機会の充実	家庭・地域社会の教育力の向上	1 家庭の教育力の向上 2 地域社会の教育力の向上	人権教育・啓発の推進	1 人権教育の推進	スポーツの振興	1 スポーツ活動の推進	歴史・文化資源の整備と活用	1 文化財の保護と活用			
生涯学習環境の充実	1 生涯学習の振興 2 社会教育施設における学習機会の充実													
家庭・地域社会の教育力の向上	1 家庭の教育力の向上 2 地域社会の教育力の向上													
人権教育・啓発の推進	1 人権教育の推進													
スポーツの振興	1 スポーツ活動の推進													
歴史・文化資源の整備と活用	1 文化財の保護と活用													

平成 3 1 年度		令和 2 年度		改訂理由
	特に配慮すべき事項		特に配慮すべき事項	
■生涯学習環境の充実 市民が生涯にわたり、多様な学習活動を行うことができるよう、自主的、自発的な学習活動を支援するとともに、学習機会の提供及び学習の成果を活かす場や機会の充実に努める。 1 生涯学習の振興 (1) 生涯の各時期に応じた学習機会の提供と学習活動の支援 (2) 生涯学習・社会教育における指導者の養成 (3) 社会教育関係団体との連携・協力 (4) ボランティア活動を推進する機運の醸成 (5) 図書館、文化資料館などの施設ボランティアの活動の支援と協働 2 社会教育施設における学習機会の充実 (1) 学校教育活動で積極的に活用してもらうための学習プログラムの開発 (2) 社会教育施設や他の行政機関との連携による、生涯学習施策の総合的な推進 (3) <u>施設の特色と本市の特性を活かした事業展開と学習相談体制の充実</u> 〈公民館〉 ◇現代的課題に関する学習機会の充実と地域づくりの担い手の育成	(1)・ふるさと向日市の歴史を活かした講座など多様な学習機会の提供 (3)・社会教育施設（公民館、図書館、文化資料館、天文館）の特に配慮すべき事項は、以下のとおり	(3) <u>施設の特色</u>_____ <u>を活かした学習機会と学習成果を活かした活動の場の充実</u>		ふるさと向日市創生計画にあわせて文言整理

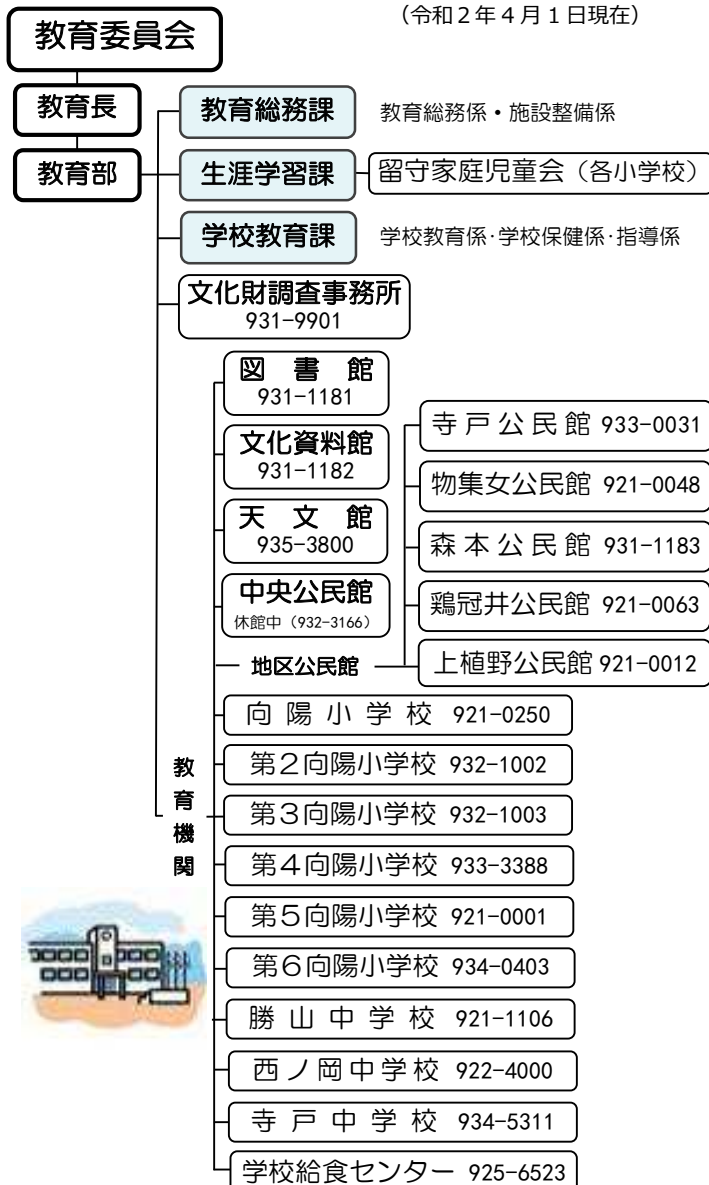
平成 3 1 年度		令和 2 年度		改訂理由
	特に配慮すべき事項		特に配慮すべき事項	
〈図書館〉 ◇多様な資料・情報要求に迅速に応えるための、蔵書の整備とレファレンス機能の充実と読書推進のための各種事業の充実 〈文化資料館〉 ◇向日市を中心とした地域に関する歴史・文化資料の収集・保管と、展示・講座等での積極的な活用 〈天文館〉 ◇プラネタリウム投影と天文現象に応じた観望会や専門家による天文学講座・教室を開催し、天文学習施設としての機能を充実 ■家庭・地域社会の教育力の向上 家庭教育はすべての教育の出発点であり、その担い手である保護者自身が学ぶための学習機会の充実に努める。 また、学校・家庭・地域社会が様々な活動を通して地域の絆を強めるとともに、よりよい社会を創るという目標を共有した上で連携・協働し、地域全体で子どもたちをはぐくむ環境づくりを推進する。 1 家庭の教育力の向上 (1) 豊かな心をはぐくみ、家庭の教育力を高めるための学習機会の充実 (2) 基本的な生活習慣の重要性や現代的課題についての理解の促進 (3) 親の P T A 活動などへの積極的な参加と、P T A 活動の充実に向けた取組への支援 (4) 子どもが読書に親しみ、読書習慣を身につけることができる取組の充実				
	(1) ・就学前からの家庭教育に関する学習機会の提供 (2) ・ PTA と連携を図り、「早寝・早起き・朝ごはん」など基本的な生活習慣の重要性や、インターネット・SNS などの正しい利活用、また、危険ドラッグや大麻等の薬物乱用など現代的課題への理解促進に向けた取組を推進	(3) P T A 活動の充実と保護者が参加しやすい環境づくりに向けた支援		PTA の実態に応じた活動の工夫・改善を進め、保護者が活動意義を理解し、主体的に活動できる環境作りが望まれる。

平成 3 1 年度		令和 2 年度		改訂理由
	特に配慮すべき事項		特に配慮すべき事項	
2地域社会の教育力の向上 (1) 地域学校協働活動の推進 (2) 放課後児童の安全・安心な居場所の確保や体験学習を行う「京のまなび教室推進事業」の充実 (3) <u>ジュニアリーダー養成講座等を開催し、ボランティアとして活動できる青少年の育成</u> (4) 学校・家庭・地域社会及び関係団体との連携による、子どもの健全育成と安全を守る活動の推進 (5) 社会教育指導者及び社会教育関係職員の研修機会の充実 ■人権教育・啓発の推進 市民が生涯のあらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる自発的な学習活動の促進と、その啓発に努める。 1人権教育の推進 (1) あらゆる人権問題に対し、豊かな人権感覚を持ち、幸せな社会生活を営めるよう、人権意識の高揚のための取組の充実 (2) 高齢者や障がいのある人が社会活動に積極的に参加しやすい環境づくりの推進	(4) ・地域の青少年健全育成団体と連携し、「安全見守りパトロール」や「あいさつ運動」に加え、インターネット・SNS などの正しい利活用、また、危険ドラッグや大麻等の薬物乱用など現代的課題への理解促進に向けた取組を推進 (1) ・「部落差別の解消の推進に関する法律」等差別のない社会の実現をめざした法律を踏まえ、社会教育関係職員及び関係団体指導者が人権問題を学習する機会の充実 ・関係機関・団体等と連携した総合的な取組による、人権に関する多様な学習活動の推進 ・障がいのある人について、正しい理解と認識を深めるための学習機会の充実	(3) <u>体験活動や集団学習を行うジュニアリーダー養成講座を開催し、次世代のリーダーとなる青少年の育成</u>		文言変更（より詳細に説明）

平成 3 1 年度		令和 2 年度		改訂理由
	特に配慮すべき事項		特に配慮すべき事項	
■スポーツの振興 市民が健康で心豊かに暮らせるよう、市民一人一人のライフステージに応じたスポーツ活動の推進とスポーツに親しめる環境の充実に努める。 1 スポーツ活動の推進 (1) ライフステージ等に応じた多様なスポーツ活動の推進 (2) スポーツを楽しめる環境づくりの推進 (3) 「スポーツを通じたまちづくりに関するフレンドシップ協定」による市民の体力向上に向けた取組の充実 ■歴史・文化資源の整備と活用 文化財の保護及び積極的な整備や活用に努め、歴史・文化資源を未来に継承する。 1 文化財の保護と活用 (1) ____長岡京跡や____古墳群等の歴史・文化遺産の調査・保存・整備と、その普及・啓発及び活用の促進	(1) ・公益財団法人向日市スポーツ文化協会等との連携によるスポーツ活動を推進するとともに、スポーツ実施率の向上を図る取組の充実 (2) ・総合型地域スポーツクラブ「ワイワイスポーツクラブ」への支援や学校体育施設の利用を促進	(1) <u>史跡</u>長岡宮跡や<u>史跡</u>乙訓古墳群等の歴史・文化遺産の調査・保存・整備と、その普及・啓発及び活用の促進		

向日市教育委員会組織図

(令和2年4月1日現在)



向日市教育委員会

〒617-8665 京都府向日市寺戸町中野 20 番地
TEL (075) 931-1111 (代) FAX (075) 931-2555
URL <http://www.city.muko.kyoto.jp/>

図書館

向日市に住んでいる方、在学・在勤している方
ならどなたでも借りることができます。

URL <https://www.library.muko.kyoto.jp>

開館時間

・午前 10 時～午後 6 時
開館時間以外の返却は、
ブックポストをご利用ください。

休館日

・月曜日（休日の場合は開館し、直後の平日を休館）
・資料整理日（毎月 1 日/ただし、土・日・月の場合は次の火曜日）
・特別整理期間（不定期）
・年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）
・特別警報、暴風警報発令等の場合



文化資料館

古代の都・長岡京について常設展示し、また向日
市を中心に乙訓地域の古文書や民具などを収集・
整理して、大切な文化遺産を未来に伝える役割を
果たしています。

URL <http://city.muko.kyoto.jp/kurashi/bunka/>

開館時間

・午前 10 時～午後 6 時
（入館は午後 5 時 30 分まで）

休館日

・月曜日
（休日の場合は開館し、直後の平日を休館）
・資料整理日（毎月 1 日/ただし、土・日・月の場合は次の火曜日）
・展示準備期間（不定期）
・年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）
・特別警報、暴風警報発令等の場合



入館料

無料

天文館

天文館には、定員 80 人のプラネタリウム室と口
径 40 cm の反射望遠鏡が設けられているドーム型
天体観測室とを備えています。

URL <http://city.muko.kyoto.jp/kurashi/tenmonkan/>

開館時間

・午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分（入館は午後 5 時まで）

休館日

・毎週月・火曜日
・国民の祝日・休日、機械調整日
・年末年始（12 月 27 日～1 月 4 日）
・特別警報、暴風警報発令等の場合



入館料

無料（プラネタリウムは有料）

教育相談はこちらへ

児童生徒や保護者を対象に、不登校やいじめ等をはじめとした学校教育や子育てに関する
問題の解決を図るため、教育相談を行っておりますので、お気軽にご相談ください。

●学校教育や子育てについて

スクールホットライン

・教育委員会学校教育課内
・月～金 8:30～17:15
・931-6060（直通）

●小中学生自身の悩み

子育ての悩みについて

教育相談員

・教育委員会学校教育課内
・火・木 10:00～11:50 13:00～14:50
・931-1111（内線 803）

スクールカウンセラー

・向陽小学校及び各中学校に配置
・お問い合わせは、在籍している小・中学校へ連
絡してください。

●不登校児童生徒のための 自立支援について

適応指導教室（ひまわり広場）

・向日市天文館内に開設
・月～金 9:30～12:00
・931-1111（内線 803）

●子どもの発達や

障がいについて

通級指導教室

・各小学校、勝山・西ノ岡中学校に設置
・お問い合わせは、在籍している保育所・幼稚園等、
小・中学校へ連絡してください。

●障がいのある児童生徒の 就学及び教育的支援について

教育支援委員会

・お問い合わせは、在籍している保育所・幼稚園等、
小・中学校へ連絡してください。



		指導の重点 対応表（学校教育の概要）		R2.2.10
		府 学校教育の重点	改定案	
教育振興基本計画 1 夢と志を持ち、可能性を最大限に発揮する ＜主として初等中等教育＞ 目標(1) 確かな学力の習得 目標(2) 豊かな心の育成 目標(3) 健やかな体の育成 ＜主として高等教育段階＞ 目標(4) 問題発見・解決力 ＜生涯の各段階＞ 目標(5) 社会的・職業的自立 2 社会の持続的な発展 目標(6) 家庭・地域の教育力 目標(7) グローバル化に対応できる 目標(8) 大学院教育の充実 目標(9) スポーツ・文化の振興 3 生涯学び、活躍できる社会 目標(10) 字音性100年時代 目標(11) 人々の暮らしの向上 目標(12) 職業に必要な知識・技能の習得 目標(13) 障害者の生涯学習 4 誰もが社会の担い手 目標(14) 家庭の経済状況の向上 目標(15) 多様なニーズに応える 5 教育政策推進のため 目標(16) 新しい時代の教育 目標(17) ICT利活用の推進 目標(18) 安全・安心で質の高い教育 目標(19) 児童生徒等の学力向上 目標(20) 教育研究の基盤の強化 目標(21) 日本型教育の発展	＜京都の未来を創造する人づくりに向けて＞ 重点 1 質の高い学力をはぐくむ (1) 基礎基本の定着 (2) 活用する力の育成 (3) 学習意欲の向上 重点 2 人を思いやり尊重する心をはぐくむ (4) 人を思いやり尊重する心の育成 (5) 豊かな感性、情緒の育成 (6) 読書活動を通じた創造力、 (7) 京都の伝統と文化を守り、継承する心をはぐくむ 重点 3 たくましく健やかな身体を育成する (8) 体力の向上 (9) 健やかな身体育成 (10) 食育の推進 重点 4 一人一人を大切にし、個性を伸ばす教育の推進 (11) 魅力ある学校づくりの推進 (12) 人権教育の推進 (13) 特別支援教育の推進 (14) 幼児教育の推進 (15) キャリア教育の推進 (16) スポーツの推進 重点 5 社会の変化に対応し、よりよい社会の実現に貢献する (17) 規範意識やコミュニケーション能力の育成 (18) 公共の精神や社会参画の意識の醸成 (19) 現在的課題に対する関心を喚起する (20) グローバル化に対応できる国際感覚の育成 重点 6 安心・安全で充実した教育環境の確保 (21) 学校危機管理・安全対策の充実 (22) いじめや暴力行為の防止対策の充実 (23) 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実 (24) 経済的に困難な環境にある子どもへの支援の充実 (25) 学校施設整備の充実 重点 7 学校の教育力の向上を図る (26) 質の高い教育環境の充実 (27) きめ細やかな指導体制の充実 (28) 教職員が子どもに向き合える環境の充実 (29) 教職員の資質・能力の向上 (30) 校種間連携の充実 (31) 家庭や地域社会とつながり 重点 8 すべての教育の出発点である基礎学力の向上 (32) 学習機会の充実 (33) サポート体制の充実 (34) ネットワークづくり 重点 9 地域社会の力を活かして子どもを育てる (35) 子どもの活動の場の充実 (36) 学校を支援する活動の充実 (37) 子どもの健全育成のための取組の充実 重点 10 生涯学習社会の実現に向けて (38) 生涯学習環境の充実 (39) 生涯スポーツ環境の充実 (40) 生涯学習施設などを活用した取組の充実	学校教育指導の重点 学力的向上と個性を伸ばす教育の推進 1 学習指導の充実 2 特別支援教育の充実 3 キャリア教育の充実 4 現代的課題 5 校種間連携の強化 豊かな人間性をはぐくむ心の教育の推進 1 道徳教育の充実 2 人権教育の推進 3 生徒指導の充実 4 芸術・文化活動の充実 健やかな身体育成と体力の向上 1 体力・運動能力の向上 2 健やかな身体育成 3 食育の推進 家庭・地域社会との連携による特色ある教育の推進 1 開かれた学校づくりの推進 2 学校改善に生かす学校評価の充実 安心・安全な教育環境の充実 1 学校における安心・安全の確保 教職員の資質能力の向上 1 教職員研修の充実 2 教職員評価の実施	学校教育指導の重点 質の高い学力をはぐくむ教育の推進 1 基礎的な知識・技能の習得、2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成、3 主体的に学習に取り組む態度の育成 (1) 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善 (2) ICTを効果的に活用した授業の実施 (3) 小中の接続を重視した外国語教育の実施 (4) 読書活動を通じた創造力・表現力等の育成 (5) 本市教育委員会指定研究制度等を活用した、特色ある研究推進と積極的な成果の普及 (6) 学力向上プログラムに基づく検証・改善サイクルの確立と学習指導の改善・充実 (7) 個に応じた指導の充実による基礎学力の定着 (8) 家庭との連携による発達段階に応じた学習習慣の確立 (9) コミュニケーション能力や自尊心、社会性など非認知能力の向上に向けた取組の充実 (10) 市主催事業（大会、作品展等）を学習成果の発表の機会と捉え、教育課程に位置づけた計画的な取組の推進 豊かな人間性をはぐくむ心の教育の推進 1 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実、2 伝統や文化、芸術に関する教育の充実、3 現代的課題に対する教育の充実 (1) 道徳教育推進教師を中心とした、全教育活動における道徳教育のさらなる充実 (2) 伝統や文化、芸術に関する教育の推進 (3) ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ「ふるさと学習」の充実 (4) 家庭・地域社会と一体となった道徳的実践の環境づくり (5) 読書活動を支える学校図書館機能の充実 (6) ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ「ふるさと学習」の充実 (7) 地域の歴史や我が国の伝統・文化等を学ぶ機会の充実 (8) 芸術・文化活動を全教育活動に関連付けて適切に実施 (9) 環境や情報などに係る現代的課題に対する関心や理解を深める教育の充実 (10) グローバル化に対応できる人材の育成 (11) 国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質能力の育成 たくましく健やかな身体をはぐくむ教育の推進 1 体力・運動能力の向上、2 健やかな身体育成、3 食育の推進 (1) 「向日市スポーツ振興基本計画」を踏まえ、体力・運動能力の向上に向けた、体力づくりの取組の充実 (2) 「運動部活動指導ハンドブック」を活用した運動部活動の充実と指導方法の工夫改善 (3) 外遊び等の奨励による子供の心身の発達や社会性の育成 (4) 家庭との連携による基本的生活習慣の確立を図る取組の充実 (5) 生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していくための教育の充実（性教育、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等） (6) 学校給食を通じた食に関する指導充実による食育の推進 (7) 地場産品の活用と地域の食文化を尊重する心の育成 一人一人を大切にし、個性や能力を伸ばす教育の推進 1 人権教育の推進、2 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実、3 一人一人を大切にした指導 (1) 「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえた人権教育の推進 (2) あらゆる人権問題の解決に向けて、自ら考え行動できる児童生徒の育成 (3) 人権学習に関する公開授業の実施と家庭・地域社会への啓発 (4) 特別支援教育コーディネーターを中心とする校内体制の充実 (5) 個別の指導計画に基づく学習指導の充実と個別の教育支援計画の作成、活用 (6) 特別支援教育について、家庭・地域社会への啓発 (7) 授業のユニバーサルデザイン化など一人一人を大切にした指導の充実 (8) キャリア教育の視点を明確にした教育活動の推進 (9) 主体的な進路選択と希望進路実現のための進路指導の充実 安心・安全な教育環境の充実 1 いじめや暴力行為の防止対策の充実、2 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実、3 学校危機管理・安全対策の充実 (1) 向日市いじめ防止基本方針に基づく、組織的ないじめの未然防止・早期発見・早期対応の徹底 (2) 組織的・計画的な生徒指導・教育相談の充実 (3) 規範意識の醸成や異年齢交流活動など「自己有用感」をはぐくむ取組の充実 (4) 不登校の児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立する支援の充実 (5) 危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成するための安全教育の充実 (6) 交通安全指導の徹底（自転車の安全な利用、PTA・地域社会と連携した登下校の安全確保） (7) 防災、生活の安全等に関する安全管理の一層の徹底 学校の教育力の向上 1 教職員の資質能力の向上、2 魅力ある学校づくり、3 社会に開かれた教育課程の実現 (1) 教職員の資質能力の向上に向けた、多様な教職員研修の充実 (2) 教育の質の向上と子どもたちの豊かな成長を目指す教職員の働き方改革の推進 (3) 保幼小、小中等の校種間連携の充実 (4) 学校評価の充実と学校の組織としての教育力の向上 (5) 家庭・地域社会への積極的な情報発信 (6) コミュニティ・スクールの導入についての検討 (7) あいさつが交わされるまちづくりの推進	第2次ふるさと向日市創生計画の取組内容 施策1 「質の高い学力を育む」 1 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善 2 ICTを効果的に活用した授業の実施 3 小中の接続を重視した外国語教育の実施 4 読書活動を通じた創造力・表現力等の育成 施策2 豊かな人間性を育む 1 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 2 伝統や文化、芸術に関する教育の充実 3 ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ「ふるさと学習」の充実 4 環境や情報などに係る現代的課題に対する関心や理解を深める教育の充実 施策3 たくましく健やかな身体を育成する 1 体力・運動能力の向上 2 学校給食を通じた食育の推進 施策4 一人一人を大切にし、個性や能力を伸ばす教育の推進 1 あらゆる人権問題の解決に向けて、自ら考え行動できる児童生徒の育成 2 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 3 授業のユニバーサルデザイン化など一人一人を大切にした指導の推進 施策5 安心・安全な教育環境の確保 1 いじめや暴力行為の防止対策の充実 2 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実 3 学校危機管理・安全対策の充実 施策6 学校の教育力の向上 1 教職員の資質能力の向上 2 教育の質の向上と子どもたちの豊かな成長を目指す教職員の働き方改革の推進 3 保幼小、小中等の校種間連携の充実 4 コミュニティ・スクールの導入についての検討

第3期教育振興基本計画(概要)

第1部 我が国における今後の教育政策の方向性

Ⅰ 教育の普遍的な使命

改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要

Ⅱ 教育をめぐる現状と課題

1 これまでの取組の成果

- 初等中等教育段階における世界トップレベルの学力の維持
- 給付型奨学金制度、所得連動返還型奨学金制度の創設
- 学校施設の耐震化の進展 等

2 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題

- (1) 社会状況の変化
人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化、子供の貧困、地域間格差 等
- (2) 教育をめぐる状況変化
○子供や若者の学習・生活面の課題 ○地域や家庭の状況変化
○教師の負担 ○高等教育の質保証等の課題
- (3) 教育をめぐる国際的な政策の動向
OECDによる教育政策レビュー 等

Ⅲ 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項

第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿を目指す

《個人と社会の目指すべき姿》

- (個人) 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成
- (社会) 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展

《教育政策の重点事項》

- 「超スマート社会(Society 5.0)」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要
- 教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む

Ⅳ 今後の教育政策に関する基本的な方針

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

Ⅴ 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

1. 客観的な根拠を重視した教育政策の推進

- ・ 教育政策においてPDCAサイクルを確立し、十分に機能させることが必要
企画・立案段階：政策目標、施策を総合的・体系的に示す[ロジックモデルの活用、指標設定]
実施段階：毎年、各施策のフォローアップ等を踏まえ着実に実施
[職員の育成、先進事例の共有]
評価・改善段階：政策評価との連携、評価結果を踏まえた施策・次期計画の改善
- ・ 客観的な根拠に基づく政策立案(EBPM(Evidence-Based Policy Making))を推進する体制を文部科学省に構築、多様な分野の研究者との連携強化、データの一元化、提供体制等の改革を推進

2. 教育投資の在り方(第3期計画期間における教育投資の方向)

- ・ 人材への投資の抜本的な拡充を行うため、「新しい経済政策パッケージ」等を着実に実施し、教育費負担を軽減
- ・ 各教育段階における教育の質の向上のための教育投資の確保
 - ◇学校指導体制・指導環境整備、チーム学校 ◇学校施設の安全性確保(防災・老朽化対策)
 - ◇大学改革の徹底・教育研究の質的向上 ◇社会人のリカレント教育の環境整備
 - ◇若手研究者安定的雇用、博士課程学生支援 ◇大学施設の改修 など
- ・ OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算を財源措置し、真に必要な教育投資を確保
- ・ その際、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルを徹底し、国民の理解を醸成

3. 新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造

- ・ 超スマート社会(Society 5.0)の実現など、社会構造の急速な変革が見込まれる中、次世代の学校の在り方など、未来志向の研究開発を不断に推進
- ・ 人口減少・高齢化などの、地域課題の解決に向け、「持続可能な社会教育システム」の構築に向けた新たな政策を展開
- ・ 次世代の教育の創造に向けた研究開発と先導的な取組を推進

諸報告資料

令和元年度 第2回いじめ調査の概要について

令和 2 年 2 月 10 日

学校教育課 指導係

別紙のとおり報告します。

令和元年度 第2回いじめ調査の概要について

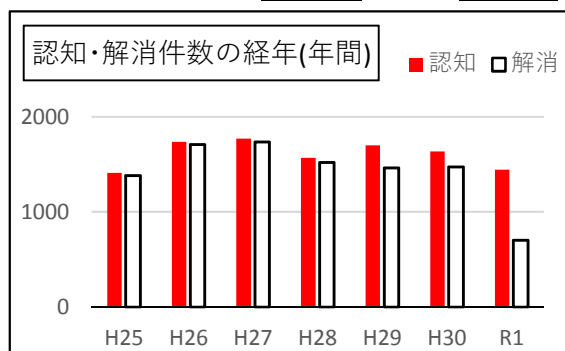
<第1回調査(7月)→追跡(11月)→第2回調査(11月)→追跡(2月実施予定)>
今回

令和 2年 2月10日
学校教育課 指導係

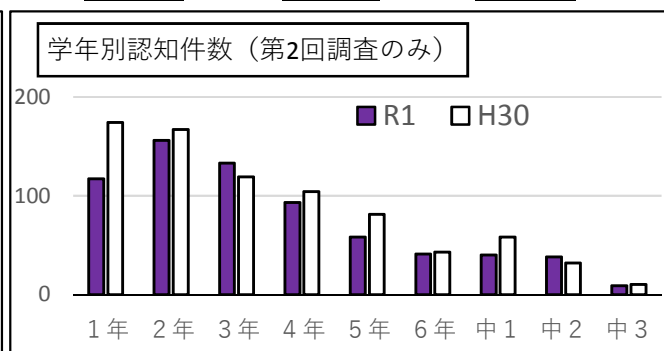
1 認知、未解消、解消の件数

小学校:人 2992 中学校:人 1478

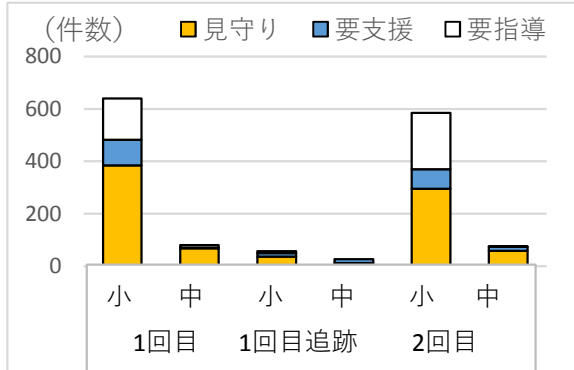
	第1回調査(追跡後)				第2回調査				年間	
	小学校		中学校		小学校		中学校		合計	
	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30
認知件数	678	764	81	82	598	688	87	100	1444	1634
未解消件数	57	74	27	15	585	666	75	69	744	824
(要指導)	7	33	0	5	215	239	1	12	223	289
(要支援)	13	20	15	10	75	121	15	25	118	176
(見守り)	37	22	12	0	295	306	59	32	403	360
解消	621	690	54	67	13	22	12	31	700	810



※H29第2回調査から「解消」の定義を変更



2 未解消の状況



	1回目		1回目追跡		2回目	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
認知	678	81	678	81	598	87
未解消	640	80	57	27	585	75
要指導	157	9	7	0	215	1
要支援	98	3	13	15	75	15
見守り	385	68	37	12	295	59
解消	38	1	621	54	13	12

3 いじめの態様 (第2回調査のみ)

	小学校		中学校	
	R1	H30	R1	H30
① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	321	395	53	44
② 仲間はずれ、集団による無視をされる。	108	129	13	12
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	184	211	15	17
④ ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	125	131	7	4
⑤ 金品をたかられる。	14	12	2	1
⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	48	40	5	4
⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	135	76	10	9
⑧ パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	7	5	7	3
⑨ その他	3	82	2	5

